

大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例の施行について（報告）

（これまでの経過）

- H30.11：犯罪被害当事者団体より、市長へ条例制定を求める要望書の提出
- H30.11：市長「条例を制定して大阪市の意思を示し、給付金制度を創設する」表明
- H31.3～6：「犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会」開催（3回）
- R 2.4：「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」施行

（周知広報の取り組み）

- R 2.4～ 大阪市HP掲載、SNSでの情報発信
- R 2.5 大阪府警察へ条例周知の協力依頼
- R 2.6 各区広報紙（市政情報）掲載
- R 2.6～ 大阪メトロ駅掲示板へのポスター掲出
- R 2.7 大阪地方検察庁へ条例周知の協力依頼
- R 2.9～（予定） 市民、事業者用パンフレットの配布
- R 2.11～（予定） 犯罪被害者週間における広報啓発活動

（条例に基づく各種支援について）※件数はすべて令和2年7月末時点

総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談をお受けし、その置かれている状況などに応じて、大阪市の施策や制度についての情報提供や関係機関の紹介などを行っております。

相談件数は70件となっており、前年度同時期比で約4倍に増えております。

主な相談内容等は次のとおりです。

- ① 殺人、暴行・傷害事件にかかる生活支援や雇用相談などに関する相談、11件
- ② 性犯罪事件にかかる生活支援、住居相談などに関する相談、10件
- ③ 交通事故にかかるひき逃げ事故の被害相談などに関する相談、4件

このうち上記①において1件、②において2件に対し、アウトリーチ型の初期段階支援として、訪問等による制度案内等を実施しております。

現在、精神医療費用の助成金交付について、1件申請を受理しています。

今後、市民のみなさまや事業者の方に犯罪被害にあわれた方への理解を深めていただくため、引き続き条例の周知や啓発に取り組みます。